

# 事務所通信

澤口会計事務所

4月号

2017年 3月31日

武蔵野市境2-13-4 コスモス2F

TEL 0422-90-7774 FAX 0422-77-9600

E-mail sawaguchi-kaikei@jcom.zaq.ne.jp

税理士 澤口 豊

## <確定申告～完了御礼～>

今年も確定申告が無事終了しました。ありがとうございました。

2月にある程度の件数をこなしたこともあり、大変ではありましたがほぼ問題なく終わらすことができました。

ホッとする間もなく相続などたまった仕事の一掃作戦実行中、しばらくは忙しい日が続きそうです。

厳しい確定申告を無事乗り切るにはおいしいコーヒーが必要だ！ということで昨年2月にネスカフェアンバサダーに登録、コーヒーマシン2台の無料レンタルサービスを受けています。無料ですが1-3ヵ月毎に商品を購入しなければならずネスカフェに取り込まれている状況です。

最初はおいしいなあと思いながら飲んでいましたが1年も経過すると飽きが来るものです。ということでそろそろ返却しようと思っています。



## <配偶者控除(配偶者特別控除)の改正～平成30年から適用です～>

配偶者控除(配偶者特別控除)の適用要件に、夫(主たる稼ぎ手を指しますが本説明では夫とします)の所得要件が追加されます。配偶者の給与収入103万円(合計所得38万円)以下という条件は変わりませんが、夫の収入(所得)に応じて配偶者控除額が3段階に分かれます。配偶者特別控除額については妻の収入の上限額が大きくなるとともに、夫の収入に応じてこちらも3段階に分かれます。

以下、配偶者特別控除額(配偶者控除額)表です。

平成 30 年以降の 配偶者特別控除額 (配偶者控除額)		夫の給与収入 1,120 万円以下	夫の給与収入 1,170 万円以下	夫の給与収入 1,220 万円以下
		夫の合計 所得金額 900 万円以下	夫の合計 所得金額 950 万円以下	夫の合計 所得金額 1,000 万円以下
配偶者の 給与収入	配偶者の 合計所得金額	控除額		
※150 万円以下	※85 万円以下	※38 万円	※26 万円	※13 万円
155 万円以下	90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
160 万円以下	95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
167 万円以下	100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
175 万円以下	105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
183 万円以下	110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
190 万円以下	115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
197 万円以下	120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
201 万円以下	123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
201 万円超	123 万円超	0 万円	0 万円	0 万円

※配偶者の給与収入が 103 万円(合計所得 38 万円)以下であれば配偶者控除額となります。

配偶者控除額の場合、配偶者の年齢が 70 歳以上の控除額は上記※の控除額がそれぞれ 48 万円、32 万円、16 万円となります。

わかりづらい規定になりました。年末調整、確定申告時には混乱しそうです。

収入が高く配偶者控除の適用を受けられない方は増税です。配偶者控除を気にして妻が働いていない、仕事を抑えていたということであれば働くこと、働き方について検討が必要です。

配偶者特別控除額 38 万円の適用を受けようとする場合、現行法では給与収入 105 万円未満である必要がありましたが 150 万円以下になります。働き方をセーブしていたなら枠が広がります。なおサラリーマンの妻に適用される社会保険の第 3 号被保険者制度の所得制限 130 万円(大企業については 106 万円)は存置されますので、その点は考慮して検討する必要があります。

#### <社会保険料率、雇用保険料率が変わります>

「協会けんぽ」の保険料率が変更されます。健康保険は引き下げ、介護保険は引き上げです。保険料率は以下の通りです。

健康保険	9.96%(東京都の場合)	→	9.91%	0.05%	引き下げ
介護保険	1.58%(全国共通)	→	1.65%	0.07%	引き上げ
合計	11.54%(東京都の場合)	→	11.56%	0.02%	引き上げ

介護保険は40歳から64歳までの方が対象です。

健康保険は74歳までが対象、75歳からは後期高齢者保険に移行します。

3月分(4月納付分)から変更です。

社会保険加入の事業者の方は徴収額が変わりますのでお忘れのないようお願いします。

雇用保険については4/1以降以下のように変更(引き下げ)になります(一般事業の場合)。

労働者負担	4/1,000	→	3/1,000
事業主負担	7/1,000	→	6/1,000

雇用保険加入の事業者の方は徴収額が変わりますのでお忘れのないようお願いします。

#### <4月の税務など>

・所得税の確定申告の振替納税日	振替日	4月20日(木)
・個人事業者の消費税等の振替納税日	振替日	4月25日(火)
・3月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付	納付期限	4月10日(月)
・2月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)	申告期限	5月1日(月)
・8月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)	申告期限	5月1日(月)
・消費税の年税額400万円超の5月、8月、11月 決算法人の中間申告	申告期限	5月1日(月)
・固定資産税(都市計画税)の納付(第1期分)		4月中において市町村の条例で定める日
・軽自動車税の納付		〃

#### <あとがき>

東京国立博物館の庭園が期間限定で開放されているということで行ってまいりました。春休みということもあり上野駅前には観光、行楽の人々でごった返していました。桜並木の桜はまだ三分咲き程度でしたが結構な人出、海外旅行者も多く見かけました。

東京国立博物館の本館裏にある庭園のシダレザクラは見頃を迎えていました。本館(日本美術)、東洋館(中国、朝鮮半島、東南アジア、インドなど)を見て回りましたが、じっくり見ると半日は必要な感じでした。





人だかりの先には・・・



猫でした



本館



超絶技巧、宮川香山作(期間展示)

写真撮影不可の展示もありますが、撮影OKの作品も多くありました。



中庭とシダレザクラ(エドヒガン)

